山

永

久

たはずである。 廃仏毀釈を断行した維新政府はできるならば神道を国教にしたか

神道の国教化はありえないということになる。 保証がなければ、不平等条約の改正はありえないと恫喝する以上、 を要求し、日本国内においてキリスト教の布教が自由に行なわれる うとする以上、それは当然であろう。だが列強がキリスト教の解放 天皇を支配体制の中心にすえて、国民統合のシンボルにしていこ

立をはかったのである。そのために打ち出した政策が廃仏毀釈であ をとりつつ、維新政府は「天皇崇拝」を中心とする「国家神道」の成 神道を宗教とみなさなければ、神道を国民に強制しても、「信教の自 信教の自由と神道国教化とのジレンマの解消をはかったのである。 あきらめたわけではない。それどころか「神道非宗教論」を唱えて、 由」に触れることにはならないという論理である。このような論理 しかしながら政府が神社の国教化や、天皇崇拝を推進することを 「神社合祀令」であった。

頃慣れ親しんでいて身近な神の否定であった。 廃合が実施されることになったのである。これは人びとにとって日 で神社を統合整理して一地域に一つの神社を置くという、神社の統 神官をおくというようなことは現実問題として不可能であり、そこ もちろん十万ではきかない数の神社のすみずみまで、官僚としての れ、それまでの地域に神社組織を破壊していくことになるのである。 神社合祀令」の結果、伊勢神宮を頂点とする神社組織がつくら

> ども社格によって定められているのである。 を頂点としたピラミッド型であることがわかる。境内地の大きさな スル件」をみると、神社組織が伊勢神宮をはじめとする別格官幣社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、寄付金、神社等ニ関 大正二年公布の内務省令「官国幣社以下神社ノ祭神、

となく敗戦をむかえてしまう。 制定の必要性は、戦前の日本においてしばしば主張され論じられて るが、それらは決して統一的な法体系をなしていないことが注目さ きたのであるが、ついに体系的な法規である神社法は制定されるこ れるべきことである。たとえば神社についての統一的法規(神社法) このような社寺(神社関係が多いのだが)に関する法規は色々あ

したがって西田広義氏が述べたように「明治以後の神社法制を最

逐次公布された単行法規―布告・達・勅令・省令・訓令・告示・通 ら始めなければならず、神道非宗教論を唱える政府としては無理で 牒・回答等々—の集積として存在したことである」。 も特徴づけるものは、それが統一的法規をもたず、明治維新いらい あったということであろう。 とまず最初に神社とはなにか、神道とはなにかということの定義か なぜ統一的な法規ができなかったのか。それは、 つくろうとする

町村の事務報告のなかで、社寺に関する部分は少ない。とくに川

容の報告があったか紹介したい。それは次のようなものである。沢町のほうが詳しく報告されているので、藤沢町を中心にどんな内口村の報告は非常に簡単で内容が不明である。それにくらべると藤

- 一、社寺境内竹木伐採及栽培ニ関スル件
- 、社寺修繕二関スル件
- 神社財産登録処分ニ関スル件
- 総代人更迭ニ関スル件神社予算及決算ニ関スル件
- 寺院所有土地届ニ関スル件
- 、古墳墓調査ニ関スル件、寄付金募集ニ関スル件
- 、神職ニ関スルモノ
- 明細帳氏子惣代等ニ関スルモノ
- 一、神社社掌異動ニ依り願届ノ受理(渋谷村)
- 一、社寺取扱方府県へ委任事項(M18・5・20内務省達甲第16以上の内容に関わる法規としては次のようなものがある。
- 達乙第33号) 達乙第33号)
- 2・4・21内務省令第6号) 創立、移転、廃合、参拝、寄付金、神礼等ニ関スル件(T官国幣社以下ノ神社ノ祭神、神社名、社格、明細帳、境内、
- 2号) 一、府県社以下ノ神社ノ神職ニ関スル件(M27・2・28勅令第
- 一、神社財産ニ関スル法律(M41・3・23法律第23号)
- 一、神社ノ財産登録及管理並会計ニ関スル件(M4・7・20内一、神社財産ノ登録ニ関スル件(M41・7・20勅令第77号)
- これらの法規について全部ではないが簡単に内容紹介をしたい。一、社寺境内樹木濫伐禁止(M6・7・2太政官布告第35号)務省令第12号)

「官国幣社以下……神社等二関スル件」をみていくと、次のようル上更二募集地地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ変更セムトスルとが定められていることがわかる。「神社、建物アル遥拝所及官を遺墓ニ付テハ地方長官ハ別記様式ニ依リ其ノ明細帳二通ヲ調製シ「境内地ニ於テ枯損木竹又は障害木竹ヲ採取セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ」とある。また境内の竹木伐採に関してはず地方長官ニ申出ツヘシ」とある。また境内の竹木伐採に関してはず地方長官ニ申出ツヘシ」とある。また境内の竹木伐採に関してはずは、期間及募集員ノ身元ヲ具シ神社所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタが、期間及募集員ノ身元ヲ具シ神社所在地地方長官ノ許可ヲ受ケットキが同シ」。

官二報告スヘシ」。

「神社財産ニ関スル法律」において、「神社財産ノ登録ハ神社所在性力地方庁ニ於テ是ヲ為ス」とある。またその後に「神社ハ神社財産が会計ニ関スル件」の第八条において、次のように定められている。「神社ハ毎会計ニ関スル件」の第八条において、次のように定められている。「神社ハ毎会計ニ関スル件」の第八条において、次のように定められている。「神社ハ毎会計ニ関スル件」の第八条において、次のように定められている。「神社ハ毎会計ニ関スル件」の第八条において、次のように対し、「神社財産ノ登録ハ神社財産ニ関スル法律」において、「神社財産ノ登録ハ神社所在

【参考文献】

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』 岩波書店 一九九四年阿満利麿『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書 一九九六年